

## 美里町パブリックコメント実施要綱の解説

### (目的)

第1条 この告示は、パブリックコメントに関する基本的事項を定めることにより、町の基本的な政策等の策定過程における公正の確保と透明性の向上を図るとともに、町民の町政への参画機会を拡充し、もって町民との協働によるまちづくりの推進に資することを目的とする。

この制度は、町民の意見を反映させるため、政策等の案を事前に公表して幅広く意見をいただき、これらの意見を考慮して意思決定を行うことにより、町政における公平の確保及び透明性の向上を図るとともに町政への参画を促進し、町民との協働のまちづくりを進めることを目的としています。

### (定義)

第2条 この告示において「パブリックコメント」とは、町の基本的な政策等（以下「政策等」という。）の形成過程において、その政策等に関する計画等の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民から意見及び情報（以下「意見等」という。）を求め、提出された意見等の概要及びその意見等に対する町の考え方を公表し、町民の意見等を政策等に反映させる一連の手続をいう。

2 この告示において「実施機関」とは、次に掲げるものをいう。

町長

教育委員会

選挙管理委員会

公平委員会

監査委員

農業委員会

固定資産評価審査委員会

3 この告示において「町民」とは、次に掲げるものをいう。

町内に住所を有する者

町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

町内の事務所又は事業所に勤務する者

町内の学校に在学する者

本町に対して納税義務を有するもの

前各号に掲げるもののほか、パブリックコメントに係る事案に利害関係を有するもの

パブリックコメントとは、町の基本的な政策等とその形成過程において、公表し、広く町民から意見を求め、その意見に対する町の考え方を公表し、町民の意見を政策等に反映させる一連の手続をいいます。

実施機関の範囲は、議決機関である議会を除いた執行機関を対象にしています。意見を求める町民とは、町内に住所を有する者、町内の事業所に勤務する者、町内の学校に在学する者、納税者、利害関係者をいいます。

この要綱に定める実施機関の事務は、その政策等の担当課で行うものとします。  
(対象)

第3条 パブリックコメントの対象は、次に掲げる政策等とする。

町の総合的な構想、計画又はその他町の基本的な方針、計画の策定又は変更

町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃

町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例（金銭の徴収に関する条項を除く。）の制定又は改廃

その他実施機関がパブリックコメントを適用することが必要と認めるもの

パブリックコメントは、町の事務事業すべてを対象とするものではありません。町民の生活に広く直接的に重大な影響を及ぼすと認められるものを対象とします。パブリックコメントを実施する政策等であるかどうかは、その政策等の実施機関（内容を熟知する担当課）が要綱等を踏まえて判断します。

「町の総合的な構想・計画又は町の基本的な方針・計画」とは、総合振興計画、地域防災計画、行政改革集中改革プラン、次世代育成支援行動計画などを指します。

「町の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃」とは、町政全般についての基本理念や基本方針などを定めるものをいい、環境基本条例、まちづくり基本条例、情報公開条例などを指します。

なお、職員の給与に関する条例などのように町民に直接影響のない行政内部のみに適用されるものは該当しません。

「町民に義務を課し、又はその権利を制限する条例」とは、地方自治法第14条第2項の規定に基づいた条例をいい、廃棄物の処理及び清掃に関する条例などを指します。

なお、「金銭の徴収に関する条項」を除いているのは、地方自治法第74条第1項で、直接請求権の対象外とされており、同法規定に準じているためです。

(適用除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、この制度の対象としない。

緊急を要するもの又は軽微なもの

法令その他の規定により、パブリックコメントと同様の手続を行うもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定による直接請求により、議会に付議するもの

「緊急を要するもの」とは、早期に実施する必要があるため、パブリックコメントを実施する時間がない場合を指します。災害時など緊急を要する場合などを想定しています。

「軽微なもの」とは、政策等の大幅な改正や基本的な事項の改正ではなく、法令の改正などに伴う機械的な改正などを指します。

「法令等の規定により同様の手続を行うもの」とは、法令などの規定により、公告、縦覧、公聴会の開催などの実施が義務付けられているものを指します。

（案の公表）

第5条 実施機関は、政策等の策定をしようとするときは、その意思決定を行う前の適切な時期に、政策等の案（以下「政策案」という。）を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策案を公表するときは、当該政策案のほか、次に掲げる資料を公表するよう努めるものとする。

政策案を作成した趣旨、目的及び背景

政策案にかかる町の考え方

その他必要な資料

3 前項の規定による公表は、実施機関が指定する場所での閲覧、町のホームページ等に掲載その他実施機関が定める方法により行うものとする。

公表は、政策案を決定する前に行います。第6条1項の規定により意見等の提出期間を30日以上設けることとなっているため、この期間を考慮して公表することになります。

なお、条例案など議会の議決が必要なものは議会提案前の時期となります。

政策案を公表するときは、町民にとってわかりやすいよう必要に応じて関係資料も併せて公表するよう努めることとします。

公表の方法は、担当課及び図書館等での閲覧、美里町ホームページへの掲載、広報みさとへの掲載などにより行うものとし、ただし、広報みさとについては、紙面が限られているため、概要等を可能な限り掲載することとします。

（意見等の提出）

第6条 実施機関は、政策案の公表の日から30以上の期間を設けて、政策案についての意見等の提出を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由があるときは、当該期間を短縮することができる。

2 前項の意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

実施機関が指定する場所への書面の持参

郵便

ファクシミリ

## 電子メール

前各号に掲げるほか、実施機関が認める方法

- 3 意見等を提出しようとする町民は、意見等を提出する際に、住所、氏名その他町民であることを示す事項を明らかにしなければならない。

政策案の周知期間、意見等の提出に必要な期間を考慮し、意見等の提出期間を公表の日から30日以上設けることとしています。

意見等の提出方法は、実施機関が指定する場所への書面の持参、郵便、ファクシミリ、電子メールにより行います。

町民からの責任ある意見等の提出を求めるため、及び意見の内容を確認する可能性があるため、住所、氏名、連絡先の明示を求めるものとする。

(意思決定に当たっての意見等の反映)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等について、政策の立案への反映に努めるものとする。

実施機関は、提出された意見等を必ず採り入れるということではなく、色々な意見等を十分考慮し、その上で意思決定を行うこととなります。また、政策案についての賛否を問うものではないので、賛否だけの意見については意思決定する上で考慮する必要はありません。

(意見等の取扱い)

第8条 実施機関は、個別の意見等には回答しないものとする。

「個別の意見等には回答しない」とは、個々に文書等により返信をしないことについて明記しています。

(意見等の公表)

第9条 実施機関は政策等の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表しなければならない。ただし、美里町情報公開条例(平成11年条例第9号)第6条に規定する公開しないことができる町政情報等に該当するものは除く。

提出された意見等

提出された意見等に対する実施機関の考え方

政策案を修正した場合における当該修正内容

- 2 前項の公表において、政策等の策定に直接関わりのないものについては、その事項を省略することができる。

- 3 第1項に規定する公表の方法については、第5条第3項の規定を準用する。提出された意見については、類似の意見及び不適切なもの等を除きすべて公表し、その意見に対する町の考え方も公表します。

提出された意見等の内容及びそれに対する考え方や提出された意見等による政策案の修正内容を公表する方法は、第5条の規定に基づき政策案を公表した方法によります。

(意思決定過程の特例)

第 10 条 実施機関は、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置する審議会その他の付属機関及び実施機関が設置するこれに準ずる機関が、第 5 条から前条までの規定に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき、政策等の策定を行うときは、パブリックコメントを行わないで政策の意思決定をすることができる。

付属機関等（審議会）の答申等を受けて意思決定する場合、付属機関等がこの要綱に定める手続に準じた手続を経て策定した答申等を受けて町が意思決定を行うときには、同様の案について手続を繰り返すことは、費用対効果や効率性の観点から望ましくないため、この要綱に定める手続を経ないで意思決定することができるものとする。

（一覧表の作成等）

第 11 条 町長は、パブリックコメントを行っている案件の一覧表を作成し、公表の方法については、第 5 条第 3 項の規定を準用する。

パブリックコメントを行っている案件及び過去に実施した案件の一覧表を作成し、町のホームページにおいて常時公表するものとします。

（その他）

第 12 条 この告示に定めるもののほか、パブリックコメントについて必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この告示は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この告示の施行の際、現に立案過程にある政策等で町民の意見を反映させる機会を確保する手続を経たものについては、この告示の規定は適用しない。